



サン・ハイツ ニュース



No.377 令和2年6月

ジメジメしたお天気が続きますね。

梅雨時は、湿気や気圧の変化から、体調不良が起こりやすい時期です。

温かい飲み物を飲んで水分代謝を促したり、

「カリウム」の多く含まれるキュウリや大根、バナナなどを摂取すると
むくみを防ぎ血の巡りが良くなるそうですよ。

✧消火器点検のお知らせ✧

6月21(日)に消火器点検を行います。

階段踊り場の消火器点検時には、防犯ベルが作動し警報音が鳴りますので
ご了承をお願いします。

✧不要自転車廃棄処分のお知らせ✧

下記日程にて、使用しなくなった自転車を無料で廃棄処分致します。
管理棟前に自転車をお持ち頂き、必ず管理事務所にて廃棄処分の手続きをして下さい。

また、防犯登録をしている方は事前に防犯登録の抹消手続きをお願い致します。

※抹消手続きは、千葉西警察署生活安全課 ☎277-0110(代)へ
車体番号と防犯登録番号を用意して電話して下さい。

自転車回収日	6/29(月) ～ 7/2(木)
	9:00 ～ 16:00

自転車廃棄日	7/3(金)
--------	--------

✧サン・ハイツ内の案内板更新のお知らせ✧

老朽化していた為『サンハイツの正面入口』『コーポ側入口』『管理棟前』

3か所の案内板を、新しい物に交換しましたのでお知らせします。

新しくなった案内板を、一度ご覧ください。

✧消防設備点検資格をお持ちの方への協力依頼✧

サン・ハイツ内の消火器を点検するために必要な、
国家資格の『消防設備点検資格』もしくは『消防設備士の資格』をお持ちの方、
あるいは将来資格の取得をお考えの方がおられましたら、
是非とも管理組合事務局へお申し出の上、協力頂きたいをお願いします。
現在の点検は居住者の有資格者をお願いしていますが、
ご高齢になられて続けることが難しくなったためです。
居住者の中に資格を持った方がいらっしゃらないと、
点検を外部業者に委託することになりますので、宜しくお願いします。

✧毛虫に注意✧

7号棟西側通路沿いの椿にチャドクガ（茶毒蛾）
という毛虫の発生が見られました
サン・ハイツ通路には椿、サザンカが多く
植栽されており、ここにチャドクガが発生します。
発生しやすい時期は初夏、初秋の年2回で、
触れると皮膚に炎症を起こします。
6月2日に薬剤散布を行いました、
まだこの先も発生するかもしれないとの事です。
十分にお気を付け下さい。



✧通信ボックス利用開始のお知らせ✧

今後、管理事務所の郵便受けを『通信ボックス』として活用します。
住民の皆様のご意見、要望そしてアンケートの回答など、広い分野で受け付けます。
お気軽にご利用下さい。

✧幕張サン・ハイツ細則改定✧

幕張サン・ハイツ細則が、2020年度書面決議総会で一部改定されましたので、
別紙にて添付します。ご確認の上、規約表紙裏に貼付けて保管をお願いします。

❖小修繕班への作業依頼の報告❖

次の5件の作業を依頼し、迅速に対処して頂きました。
とてもきれいに仕上げて頂きました、通りかかったときには是非見てください。

①	7号棟脇コーポ側通路(土の流れ込み対策)の補修作業 修復前の状況 作業完了 ⇒  
②	サン・ハイツ東側(外周)歩道の縁石破損の補修   ⇒ 
③	棟前車返し部に設置の駐車禁止の三角コーン劣化品の更新
④	全棟のごみ置き場ネットフックの絡み対策の加工
⑤	1・3号棟排水溝の両端(車両通路)路面損壊部の補修 修復作業と修復後の状態  

小修繕班の皆様ありがとうございました。

発行者：幕張サン・ハイツ管理組合
 TEL：043-272-3864
 E-Mail：sanhaitu@agate.plala.or.jp
 URL：<http://sanhaitu.sakura.ne.jp/>

幕張サン・ハイツ細則の一部改定

２０２０年度書面決議総会で下記の細則が改定されましたので、規約表紙裏にこの改定内容を貼付け、細則運用時に参照してください。

１．防犯カメラ運用細則

第５条（映像の閲覧）

第２項 録画した映像の閲覧は、理事長、理事長の指定する理事又は監事の立会いのもとで行わなければならない。なお、立会者を指定する際は複数名又は、理事・監事以外の者を指定することを妨げるものではない。

（附則）

第１条 この運用細則は、２０２０年４月１９日、通常総会承認決議があった時から発効する。

第２条 次に掲げる細則は、この細則の発効を以って効力を失う。

平成３０年４月２２日発効の幕張サン・ハイツ管理組合防犯カメラ運用細則

２．来客用駐車場使用細則

第８条（使用期間及び駐車場使用料）

第１項 ※平日９時から１６時までの間に限り、１時間以内の駐車の場合は無料とする。

なお、幕張サン・ハイツに居住する者で介護に係る事が必要な事案であり、かつ、上記時間帯以外若しくは日・祭日であっても１時間以内の駐車の場合は無料とする。（この場合も事務所への申請が必要です。）

（附則）

第１条 この使用細則は、２０２０年４月１９日、通常総会承認決議があった時から発効する。

第２条 次に掲げる細則は、この細則の発効を以って効力を失う。

平成３０年４月２２日発効の幕張サン・ハイツ管理組合来客用駐車場使用細則